

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る国民健康保険税の減免に関する Q&A

根室市市民福祉部
保健課保険税担当

質問の一覧

1. 申請について

Q1-1 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか。

(答)

窓口での申請も可能ですが感染拡大を防止するため、窓口ではなく郵送による申請にご協力ください。オンラインによる申請は受け付けておりません。申請をご希望される方は、ホームページから申請書を印刷して郵送していただくか、印刷環境がない方はこちらから申請書を郵送いたしますので、保険税担当(23-6111 内線 2114・2115)までお問い合わせください。

Q1-2 令和2年度の国民健康保険税納税通知書がまだ届いていませんが、申請はいつからできますか。

(答)

令和2年度の国民健康保険税納税通知書は、令和2年6月15日に発送予定となっております。減免については、納税通知書がお手元に届いてからご申請ください。

Q1-3 令和元年度と令和2年度の両方の保険税の減免申請をしたいのですが、それぞれ申請する必要がありますか。

(答)

恐れ入りますが、申請は各年度においてそれぞれ行ってください(申請書もそれぞれご用意ください)。両年度の申請を同時に出される場合は、記入する項目は共通するものが多いので、年度によって異なる部分以外は複写で構いません。ただし、押印については複写ではなくそれぞれ押していただくようお願いいたします。また、添付書類につきましては、共通するものについては再度提出する必要はございません。

Q1-4 令和元年中の収入・所得について、まだ確定申告できていません。この場合、減免申請はできますか。

(答)

今回の減免の要件である、前年の収入や所得には、確定申告された金額や源泉徴収票の写しなどを用います。そのため、収入がわかる書類が無い場合は、減免要否の判定をすることができません。また、同一世帯内に18歳以上の未申告者(扶養控除の対象となっている方は除きます)がいる場合についても、減免額の正確な計算ができませんので、収入がわかる書類を用意していただいてから減免の申請をしてください。

Q1-5 申請の期限はありますか。

(答)

申請は納期限を過ぎている場合も受け付けますが、減免を希望される場合はお早めにご相談ください。また、現在のところ、令和3年3月31日を過ぎてからの申請についてはお受けする予定がございません。

2. 減免の要件について

Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

(答)

主たる生計維持者は、原則国保上の世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）を指します。実態的に、国保上の世帯主以外の方の収入で生計が維持されている場合は、申請時にその旨をお申し出ください。

Q2-2 新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。

(答)

医師の死亡診断書により確認いたします。

Q2-3 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

(答)

1 カ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時には、医師の診断書により確認いたします。

Q2-4 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指すものであり、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていること等を踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（例えば、懲戒解雇や令和元年（平成31年）中の離転職が原因である場合等）を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。

Q2-5 要件1に、収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか。

(答)

令和2年中（令和2年1月から12月まで）の収入見込み額をご自身で算出していただき、前年の収入金額から差し引くことで算出してください。令和2年中の収入見込み額の算出方法については、令和2年1月から直近の月までの収入実額に、12月までの月ごとの収入見込み額を足して算出する方法や、前年の年間収入額から、取引先の倒産等で回収不能となった金額を引いて算出する方法が考えられます。根室市

が合理的と判断するものであれば、令和2年中の収入額の算出方法は問いません。

Q2-6 要件1の中の「減少した収入」に雑収入や株の取引による収入は含みませんか。

(答)

含みません。「減少した収入」として算定するのは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであり、その他は対象ではありません。

Q2-7 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比10分の3以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計した場合には前年比10分の3以上の減少には達しません。この場合は減免の要件1に当てはまりませんか。

(答)

当てはまります。事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであるため、どれか一つでも該当すれば、要件1に当てはまります。4つの収入のうち、他の収入についても前年比10分の3以上の減少見込みである場合のみ、その収入についても合計します。

Q2-8 「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や道から支給される「特別定額給付金」などの給付金は含みますか。

(答)

国や道から支給される各種給付金は、減少した収入から控除する額には含めません。

Q2-9 事業収入について前年比10分の3以上の減少見込みなのですが、令和元年は必要経費の額が多く、事業所得は0となっていました。この場合減免の要件には当てはまりませんか。

(答)

要件には当てはまり減免の対象となりますが、所得額が0やマイナスの場合は、減免額の計算($A \times B / C \times d$)において、前年の所得額(B)をかける関係で減免額は0となります。

Q2-10 「前年の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかかる所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得がある場合は、それも含めますか。

(答)

含めます。「前年の所得の合計額」は、前年のすべての所得を合計した金額です。

Q2-11 「前年の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をしたあとの額ですか、また純損失・雑損失の繰越控除や居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか。

(答)

「前年の所得の合計額」は、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をする前の金額です。また、純損失・雑損失の繰越控除や居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除等の特別控除については控除した後の額となります。

Q2-12 要件3にある「減少が見込まれる収入」とは要件1でいう前年比10分の3以上の減少が見込まれる収入のことですか。

(答)

その通りです。前年比10分の3以上の減少見込みがある収入を指します。

Q2-13 「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」とは、例えば、前年の所得に事業所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の4種類の所得があり、「減少が見込まれる収入」が事業所得のみの場合に、不動産所得となりますか、それとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となりますか。

(答)

その場合、後者の不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額を指します。事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの限りではありません。

3. 減免の対象となる保険税について

Q3-1 令和2年6月に、「令和2年度国民健康保険税（平成30年度相当分）」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和2年7月5日となっていますが、これについては減免の対象となりますか。

(答)

対象となりません。減免の対象となる年度は、令和元年度（平成31年度）と令和2年度の2年度のみです。平成30年度以前の分につきましては、納期限が令和2年2月以降に設定されていたとしても今回の減免の対象とはなりません。

Q3-2 根室市の国民健康保険に加入する手続きを令和2年4月に行い、令和元年の12月まで遡って国保に加入しました。今回6月に初めて納税通知書が届き、12月分以降の保険税が令和2年7月5日納期限でかかっています。この場合、減免の対象となりますか。

(答)

全部ではなく、一部が対象となります。令和2年1月以前の分が令和2年2月以降の納期限で課税されている場合は、令和2年2月分以降の保険税額を月割で計算し、その分の額が減免申請の対象額となります。

4. 減免の金額について

Q4-1 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。

決まりません。減免される金額は、減少割合ではなく、保険税計算のもととなった所得額に対する減少した収入に係る所得の比率と、主たる生計維持者の前年の所得の合計額によって決まります。令和2年中の収入見込み額は、減免の要件にのみ関係し、減免される金額には関係しません。